公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２１年（へ）第３号

千葉市緑区高津戸町456番地
申立人　木村　芳之
権利を争う旨の申述の終期　平成21年12月４日
平成21年７月21日　千葉簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＴＢ02553
金額　300,054円
支払人　千葉市日本銀行千葉代理店・千葉銀行本店営業部
支払地　千葉市
振出日　平成20年４月30日
振出地　千葉市
振出人　千葉地方法務局歳入歳出外現金出納官吏供託官　真鍋　健次
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第１号

新潟県新発田市曽根470番地
申立人　株式会社星タイヤ商会
代表者代表取締役　星　誠一
権利を争う旨の申述の終期　平成21年11月24日
平成21年７月24日　新発田簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＡＤ21501
金額　1,991,955円
支払人　株式会社きらやか銀行新発田支店
支払地　新潟県新発田市
振出日　平成21年５月29日
振出地　新潟県新発田市
振出人　新潟ファームサービス株式会社
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第３号

愛知県岡崎市橋目町字御茶屋１番地
申立人　フタバ産業株式会社
代表者代表取締役　伊藤　舜朗
権利を争う旨の申述の終期　平成21年10月16日
平成21年７月21日　岡崎簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　50通
⑴手形番号　ＡＡ233751
金額　白地
支払期日　白地
支払地　岡崎市
支払場所　株式会社みずほ銀行岡崎支店
振出日　白地
振出地　白地
振出人　フタバ産業株式会社　代表取締役　小塚　逸夫または代表取締役　伊藤　舜朗または取締役社長　三島　康博
受取人　白地
最終所持人　不明
⑵手形番号　ＡＡ233752
⑶手形番号　ＡＡ233753
⑷手形番号　ＡＡ233754
⑸手形番号　ＡＡ233755
⑹手形番号　ＡＡ233756
⑺手形番号　ＡＡ233757
⑻手形番号　ＡＡ233758
⑼手形番号　ＡＡ233759
⑽手形番号　ＡＡ233760
⑾手形番号　ＡＡ233761
⑿手形番号　ＡＡ233762
⒀手形番号　ＡＡ233763
⒁手形番号　ＡＡ233764
⒂手形番号　ＡＡ233765
⒃手形番号　ＡＡ233766
⒄手形番号　ＡＡ233767
⒅手形番号　ＡＡ233768
⒆手形番号　ＡＡ233769
⒇手形番号　ＡＡ233770
(21)手形番号　ＡＡ233771
(22)手形番号　ＡＡ233772
(23)手形番号　ＡＡ233773
(24)手形番号　ＡＡ233774
(25)手形番号　ＡＡ233775
(26)手形番号　ＡＡ233776
(27)手形番号　ＡＡ233777
(28)手形番号　ＡＡ233778
(29)手形番号　ＡＡ233779
(30)手形番号　ＡＡ233780
(31)手形番号　ＡＡ233781
(32)手形番号　ＡＡ233782
(33)手形番号　ＡＡ233783
(34)手形番号　ＡＡ233784
(35)手形番号　ＡＡ233785
(36)手形番号　ＡＡ233786
(37)手形番号　ＡＡ233787
(38)手形番号　ＡＡ233788
(39)手形番号　ＡＡ233789
(40)手形番号　ＡＡ233790
(41)手形番号　ＡＡ233791
(42)手形番号　ＡＡ233792
(43)手形番号　ＡＡ233793
(44)手形番号　ＡＡ233794
(45)手形番号　ＡＡ233795
(46)手形番号　ＡＡ233796
(47)手形番号　ＡＡ233797
(48)手形番号　ＡＡ233798
(49)手形番号　ＡＡ233799
(50)手形番号　ＡＡ233800
⑵～(50)までの約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴と同じ

平成２１年（へ）第１号

次の申立人から別紙目録記載の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を届けられたい。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに届出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

滋賀県愛知郡愛荘町岩倉253番地
申立人　小林　伸三
権利を争う旨の申述の終期　平成21年11月20日
平成21年７月14日　彦根簡易裁判所
（別紙）　目　録
１所在　愛知郡愛荘町松尾寺字杉ノ下
地番　1644番
地目　田
地積　3055㎡
登録年月日　大津地方法務局彦根支局昭和９年３月23日受付第2329号
登記した権利の内容
登記の目的　根抵当権設定
原因　昭和９年３月17日設定
権利者　大阪市西区阿波座上通一丁目50番地
油谷　勝二
債権極度額　金6,500円
損害金　日歩20銭
共同担保　目録（こ）第3704号
２所在　愛知郡愛荘町松尾寺字杉ノ下
地番　1645番２
地目　田
地積　961㎡
登録年月日　大津地方法務局彦根支局昭和９年３月23日受付第2329号
登記した権利の内容
登記の目的　根抵当権設定
原因　昭和９年３月17日設定
権利者　大阪市西区阿波座上通一丁目50番地
油谷　勝二
債権極度額　金6,500円
損害金　日歩20銭
共同担保　目録（こ）第3704号

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２１年（家）第１８７号

北海道茅部郡森町字港町163番地の２
申立人　三橋　正敏
本籍北海道茅部郡森町字新川町129番地、最後の住所不明
不在者　三橋　光雄
大正10年３月20日生
公示催告期間満了日　平成22年３月15日
函館家庭裁判所

平成２０年（家）第５４３号

鹿児島県西之表市西之表6417番地４
申立人　松原　和昭
本籍岩手県盛岡市西青山２丁目６番、最後の住所岩手県盛岡市西青山２丁目６番51号
不在者　千葉三佐子
昭和37年７月３日生
公示催告期間満了日　平成22年２月21日
盛岡家庭裁判所